

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	加美町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.kami.miyagi.jp/index.cfm/7,1669,52,190,html">http://www.town.kami.miyagi.jp/index.cfm/7,1669,52,190,html</a>

執行機関名 加美町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例による母子・父子家庭医療費の事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 第2 加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例による母子・父子家庭医療費の事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第2条	加美町加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第二条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。	この条例は、配偶者のない女子又は男子及び現にその者に監護されている児童で構成されている家庭並びに父母のない児童を含む家庭に対して医療費を助成することにより、母子・父子家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする
⑦独自利用事務の関連規範		加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例 加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則